

アジア欧州および日本における仲裁のポイント

国際ビジネス紛争の解決方法としては、訴訟ではなく仲裁によることが通常となっています。仲裁で紛争を解決する場合、どの国で仲裁を行うか（仲裁地）が重要な問題となります。仲裁地の法が、仲裁手続を規律するためです。当事者は、相手方の本拠地が仲裁地となることを嫌がるため、通常は、当事者双方にとって中立的な地か被申立人地が仲裁地として選択されることとなります。日本企業がアジアや欧州を仲裁地とする仲裁の当事者となることも特異なものではありません。そのため、日本企業の法律業務に携わる弁護士にとっても、アジアや欧州における仲裁の実際を知ることが有益となります。

そこで本セミナーでは、アジアおよび欧州にて仲裁に携わっている仲裁人をお招きし、その実務上のポイントを解説していただきます。その後、国際民事手続法の世界的な権威である道垣内正人先生から、日本における仲裁の実務について解説していただきます。

仲裁に関心をお持ちの皆様の参加をお待ちしております。

※ 会場は、大阪中之島合同庁舎の国際会議室を予定しております。庁舎管理の都合上、事前にお申し込みのない方の入館ができません。必ず、事前のお申し込みをお願い致します。また、席に限りがあるため、先着順とさせていただきます。満席となった時点で申込みを締め切らせて頂きます。

※ 講演は、日本語から英語、英語から日本語のいずれについても同時通訳が付きます。

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 主 | 催 | 公益社団法人日本仲裁人協会関西支部 |
| 共 | 催 | 法務省、大阪商工会議所、大阪弁護士会 |
| 後 | 援 | 一般社団法人日本国際紛争解決センター |
| 日 | 時 | 2018年8月8日(水) 午後1時30分～4時30分 |
| 場 | 所 | 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室 |
| 講 | 師 | |

Prof. Anselmo Reyes (シンガポール国際商事裁判所・国際裁判官、香港大学教授)

「香港・シンガポールおよびマレーシアにおける仲裁制度の改革」(英語) *日本語通訳付

Prof. Teresa Rodriguez (マドリッド大学・教授、仲裁人)

「スペインでの仲裁：実際と今後の動き」(英語) *日本語通訳付

道垣内正人教授 (早稲田大学教授・弁護士)

「スマート仲裁：スピーディで予測可能性が高く、費用対効果に優れた新しい仲裁に向けて」(日本語)

*英語通訳付

| | | | |
|---|---|---|---------------------|
| 参 | 加 | 料 | 無料 |
| 言 | 語 | | 英語・日本語 (いずれも同時通訳付き) |

回答書

「仲裁セミナー」参加申込書

よみがな
貴名

日本仲裁人協会会員 非会員

住所

E-Mail

TEL

FAX

所属(役職)

連絡先

大阪弁護士会 法律相談部 ADR課 (担当 河野) 行 FAX 06 - 6364 - 1255

※ ご提供いただいた個人情報、厳重に管理し、本セミナーに関する連絡以外には使用いたしません。

注 大阪弁護士会会員の方は以下にご注意下さい。

- ・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始15分以降の入場、終了時間以前の退場(ただし研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんので、ご注意ください。質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。